

新型コロナウイルスワクチンの追加(3回目)接種に係る各都道府県からの質問に対する国からの回答

福山市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部 2021年12月23日

No.	分類	質問(概要)	回答
1	追加接種	・「 <u>基礎疾患を有する者</u> 」に該当する者は、追加接種の前倒しの対象者とならず、2月以降の7か月経過後の <u>前倒しの対象にもならない</u> と考えて差支えないでしょうか。	・お見込みのとおりです。
2	追加接種	・ <u>今回の前倒し対象者以外</u> については、あくまでも <u>8か月の接種間隔を維持する</u> という理解でよいでしょうか。	・現時点ではその通りです。
3	追加接種	・ <u>前倒しになる高齢者</u> については、接種する時点での年齢を指しますか。	・ <u>令和3年度中に65歳に到達する方</u> が対象となります。
4	予診票	・新様式の予診票では、接種費用が加算となる場合のチェック欄が設けられており、このうち、時間外については、「受付時間」を記入することとなっている。例えば、診療時間外に接種枠を設定して接種を行う場合において、受付時間(来院時)は診療時間内であった場合、時間外加算の対象になると認識しているが、 <u>予診票の「受付時間」に記載する時間は</u> 、診療時間内の時間でかまわないのか。それとも、時間外の接種であったことが一目で分かるよう、診療時間外の時間を記入する必要があるか。	・受付時間が診療時間内の場合でも、診療時間外の接種に係る予診等診療応需の体制をとっている事実があれば、時間外の対象となるため、 <u>実態に照らし</u> 、受付時間に記載する時間については、 <u>診療時間内の時間を記載いただく</u> ことで差し支えありません。

2022年1月4日

5	高齢者等施設入所者への接種	<u>高齢者がいない障がい者支援施設の方も12/17付け事務連絡の前倒し対象になるか。</u> (関連)令和3年12月17日付け事務連絡「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」の中で示されている対象者 ①医療従事者並びに高齢者施設等の入所者及び従事者 ②通所サービス事業所の利用者及び従事者 ③病院及び有床診療所の入院患者 のうち、①「高齢者施設等」には障がい者支援施設(○障害者総合支援法による障がい者支援施設等)が含まれる。	高齢者施設等の定義は、手引きによります。 手引きでは、障がい者施設等は、高齢者が入所している場合に高齢者施設等となりますので、 <u>高齢者が入所していない施設は対象となりません。</u>
6	時間外・休日加算	休日加算について、1月2日及び3日並びに <u>12月29日、30日及び31日は</u> 、診療報酬と同様に <u>休日に該当するとして取り扱って</u> よいか。	<u>差し支えありません。</u>